

令和 4 年度内閣府本府政策評価実施計画（案）

令和 4 年 3 月 日
内閣総理大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 4 年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和 4 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画（第 7 次）（令和 2 年 5 月 14 日内閣総理大臣決定）の対象とした政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

① 実績評価方式による評価を行う対象政策

ア 政策体系に基づく政策

- 6. 地域経済活性化に関する施策の推進
- 10. 子ども・若者育成推進大綱の作成・推進
- 14. 交通安全基本計画の作成・推進
- 20. 男女共同参画基本計画の作成・推進
- 25. 科学技術・イノベーション基本計画の作成・推進

② 事業評価方式による評価を行う対象政策

ア 規制に係る政策

規制を担当する部局と調整の上で決定。

イ 租税特別措置等に係る政策

租税特別措置等を担当する部局と調整の上で決定。

- (2) 内閣府本府政策評価基本計画（平成29年 3 月 24 日内閣総理大臣決定）の対象とした政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

該当なし。

- (3) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし。

- (4) その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし。

3 その他

内閣府本府政策評価基本計画（第 7 次）（令和 2 年 5 月 14 日内閣総理大臣決定）の対象とした政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策のうち可能なものについては、内閣府本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

2. 政府広報の戦略的な展開

7. 防災に関する施策の推進

9. 沖縄振興に関する施策の推進
22. 公益法人制度改革等の推進
24. 迎賓施設の適切な管理・運営
30. 有人国境離島政策の推進